

個別避難計画作成
についてのお願い



目的

この制度は、**高齢者や障害のある方など**災害が発生したときに一人で避難することが困難な方々（避難行動要支援者）に対し、**地域のみなさまに見守っていただく体制を整え、安否確認や避難誘導などの支援をいただくこと**を目的としています。

つきましては、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

避難行動要支援者とは？

笠岡市では、在宅の方で避難することに支障があるすべての方を対象としています。

特に、次の①～⑥の方について制度周知に努めています。



避難行動要支援者

- ①身体障がい者手帳1・2級の第1種を所持する方
- ②療育手帳Aを所持する方
- ③精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する方
- ④介護保険の要介護認定が3・4・5を受けている方
- ⑤難病患者
- ⑥その他、何らかのハンディキャップにより、災害時に自ら避難することが困難で、名簿への掲載を申請した方

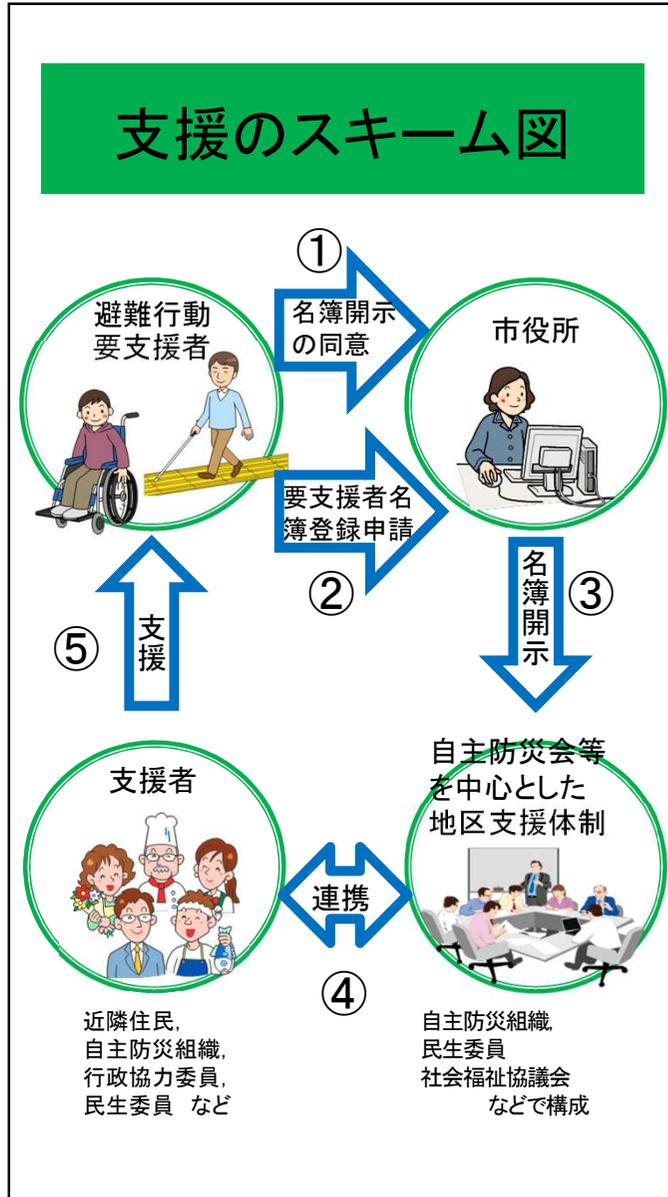
支援者がすること

自主防災組織単位を基本に、地域の実情に応じて民生委員、社会福祉協議会等と協力して、避難行動要支援者一人に対し複数の「支援者」をあらかじめ決め、個別避難計画を作成します。

支援者の役割

- ・平常時の見守り活動
- ・避難経路の確認
- ・災害時の安否確認
- ・避難勧告などの情報伝達
- ・避難所までの誘導 など





※ 留意点

この制度は、支援者のボランティア精神に基づき支援を受けるものであるため、災害時等の支援を保証するものではありません。

また、支援者は、避難行動要支援者の避難誘導等に関して、決してその責任を負うものではありません。

連絡先

避難行動要支援者について
のお問い合わせは、

笠岡市

危機管理課

電話: 69-2222

FAX: 69-2190

健康福祉部

地域福祉課

電話: 69-2133

FAX: 69-2182